

(別添)

2026年度「コミュニケーション訓練個別訪問指導」
受講者募集要領

社会福祉法人全国盲ろう者協会

1. 目的

本事業は、パソコン等情報機器を活用した盲ろう者へのコミュニケーション訓練を実施することにより、盲ろう者のコミュニケーション能力の向上を図り、社会参加の促進に寄与することを目的とします。

2. 訓練内容および訓練対象機器

日ごろパソコン等情報機器に触れることの少ない盲ろう者と地元の指導者に、一定期間パソコン等情報機器を貸与し、メールの使用法・ホームページ等からの情報収集法等について、その機器の使用方法等も含めた講習、および日常的な個別訪問指導を行います。

訓練は、ノートパソコンまたはスマートホン+点字ディスプレイ、または点字情報端末単体のうち、受講盲ろう者に合った利用環境を選択して行います。

(貸与予定機器)

- ・ノートパソコン (Windows11)

※スクリーンリーダー、画面拡大ソフト等をインストールしたものを。

- ・点字ディスプレイ
- ・点字情報端末 (ブレイルセンス)
- ・インターネット接続機器 (モバイルルーター等)

※受講者の自宅の環境によっては貸与しない場合もあります。

その他、必要に応じてスマートホン、スピーカー、キーボード等の機器を貸与します。

3. 受講対象者

盲ろう者で、パソコン等情報機器の活用に意欲のある方。ただし、パソコン等情報機器をお持ちでなく、これまでに活用した経験のない方を優先します。

なお、画面拡大もしくは音声出力によるパソコン等の利用が困難な方の場合は、点字ディスプレイを利用することとなりますので、ある程度、点字を触読できることが必須要件となります。

4. 募集人数と訓練期間

3名程度

2026年6月～2026年12月中旬予定（地域によって実施時期については応相談）

5. 訓練の構成

訓練は、受講盲ろう者と、当協会から派遣する講師、地元の指導者（以下、地域指導者）の3者が連携して行い、以下2つの方法で実施します。

- (1) 当協会から派遣する講師による訓練の「講習会」（訓練期間中、6回程度）
- (2) 地域指導者による訓練の「地域指導」（訓練期間中、60時間まで）

（図）訓練の構成イメージ（下記はあくまでも参考例です。また、過去の傾向から講習会は2日続けて行う場合が多くなっています）

	初月	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目
講習会	★機器の貸与 ●第1・2回	●第3・4回		●第5・6回 ★機器の返却
地域指導	第1・2回目の講習会終了後 月6時間実施 (残54時間)	月12時間実施 (残42時間)	月22時間実施 (残20時間)	月20時間実施 (残0時間)

6. 講習会

6-1. 概要

当協会より講師を派遣し、パソコン等情報機器のセッティングや操作方法等に関する講習を行います。地域指導者は、受講盲ろう者に付く通訳・介助員の立場で参加していただき、指導内容、講師の指導法などを学んだ上で、地域指導（「7. 地域指導」参照）を行っていただきます。

6-2. 講師

講師は、受講盲ろう者の訓練希望に応じて、適切と思われる方を当協会より派遣します。講師は盲ろう者、視覚障害者、聴覚障害者が担当する場合があります。その場合、通訳・

介助員もしくは支援者が1～2名、同行します。

6-3. 謝金・交通費及び訓練報告

当協会から派遣した講師と、地域指導者（2名まで）に対し、謝金・交通費をお支払いします。各回ごとに所定の「謝金旅費明細書」を、当協会へ提出していただきます。後日、請求のあった指導者ご本人の振込口座へ、当協会より謝金および交通費を送金いたします。

講習会の訓練報告は、当協会から派遣する講師のみ行いますので、地域指導者からの訓練報告は不要です。

7. 地域指導

7-1. 概要

講習会で講師が行った訓練内容、指導法等を踏まえて、地元で受講盲ろう者へのコミュニケーション訓練を実施できる地域指導者より、受講盲ろう者に対し、訓練期間中の指導ならびにサポートを行っていただきます。

7-2. コミュニケーション訓練利用券

受講盲ろう者には、当協会より「コミュニケーション訓練利用券」を60枚交付します。1枚につき1時間分の訓練を受けられます。訓練終了後、「コミュニケーション訓練利用券」を1時間につき1枚として、指導時間数に応じた枚数を、地域指導者に手渡していただきます。

但し、地域指導者2名以上が同席して指導を行った場合は、地域指導者の人数分、利用券をお渡しいただく必要があります。よって、毎回2名の地域指導者が同席する場合は、 $60 \div 2 = 30$ 時間の地域指導となります。

7-3. 地域指導者の要件

受講盲ろう者が用いる通訳手段を習得しており、且つ、受講盲ろう者の在住地域もしくは近い地域にお住まいの方に、地域指導者として携わっていただくことが望まれます。

パソコンやブレイルセンスなどの情報機器の知識は、有していれば望ましいですが、本事業を通して受講盲ろう者と共に学んで頂くという関わり方でも結構です。

また、点字についても同様で、点字一覧表を見れば、点字の表示を読める程度の知識を有していれば望ましいですが、本事業を通して点字を学んで頂いても結構です。なお、点字を触って読む「触読」の技術は、地域指導者には求めません。

当協会主催の「盲ろう者向けパソコン指導者養成研修会」受講者や、盲ろう者向け通訳・

【個別訪問】

介助員、盲ろう者向けの同行援護従業者の方は、積極的な関わりを期待します。また、ご家族など身近でご協力いただける方に、地域指導者として携わっていただくことも可能です。

上記に当てはまる方が、お住まいの近隣市町村でいらっしゃらない場合は、当協会までご相談ください。

7-4. 報告書の提出

地域指導者は、月ごとに所定の「コミュニケーション訓練指導実績報告書」および「指導内容報告書」を、当協会へ提出していただきます。後日、請求のあった指導者ご本人の振込口座へ、当協会より謝金および交通費を送金いたします。

8. 地域指導者の謝金・交通費について

地域指導者の謝金は、1時間あたり2,000円をお支払いします。

交通費は、1日あたり上限3,000円まで、当協会よりお支払いいたします。

なお、受講者と地域指導者の住まいが地理的に離れており、交通費の上限を超えることが見込まれる場合は、事前に当協会までご相談ください。

9. 申込方法

別紙「2026年度コミュニケーション訓練個別訪問指導 受講申込書」(計4枚)に必要事項をご記入いただき、2026年4月15日(水)必着にて、当協会に郵送、FAXまたはメールにて提出してください。

なお、本事業は全国各地より幅広く募集を行う関係上、定員を超えた場合、地域的な偏り等を考慮し、当協会にて調整させていただくこともございますので、予めご了承ください。

10. 受講可否の決定

当協会にて受講可否を決定し、5月中旬に選考結果を送付します。

受講決定者及びその地域指導者には、選考結果送付時に、今後の進め方等に関するご案内を同封します。

11. 諸連絡ならびに諸注意

- ・申込書の各項目は必ずご記入ください。特に「志望動機」は必ずご記入ください。定員を超える申し込みがあった際、受講決定の参考とさせていただきます。
- ・本事業では、訓練期間中にお使い頂ける携帯型通信端末と通信カード(SIMカード)を

【個別訪問】

貸与します。この通信カードの通信料金は当協会が負担します。ご自宅に既にインターネット回線をお持ちで、当協会からの携帯型通信端末の貸与が不要な方は、申込書の該当欄にチェックをしてください。

12. お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 全国盲ろう者協会（担当：橋間、中川）

〒162-0042 新宿区早稲田町67番地 早稲田クローバービル3階

電話 03-5287-1140 FAX 03-5287-1141 Eメール info@jdba.or.jp